

ユニット型及びユニット型以外の施設の 併設に係る基準省令等の改正について

ユニット型とユニット型以外の施設の併設に係る省令改正について

○経緯

平成22年9月21日に介護給付費分科会においてとりまとめられた「一部ユニット型施設の基準等に関する審議のとりまとめ」を受け、ユニット型施設とユニット型施設以外の施設の併設施設について、一部ユニット型施設に係る規定を廃止し、それに伴い、人員及び設備に関する基準の改正を行う。（パブリックコメントを12月17日まで実施。）

○改正内容

- ・ 一部ユニット型施設に係る規定を省令から削除する。
- ・ これにより、現在一部ユニット型施設という類型で1つの施設として運営されている施設が、ユニット型の部分とユニット型以外の部分で別の施設に分かれることとなる。
- ・ 別々の施設にあっては、職員はそれぞれの施設の職務に従事することが基本であり、他の施設において同時に勤務することは通常考えにくいが、旧一部ユニット型施設に勤務する職員については、入所者の処遇に支障がない範囲において、分離した施設の双方において職務に従事する勤務体制を可能とする。

（参考）特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 第6条（職員の専従）

特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならぬ。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

- ・ また、設備基準については、従来一部ユニット型施設であった施設において、入所者の処遇に支障がない範囲において、ユニット型施設とそれ以外の施設の双方で設備の共用を可能とする。

○対象施設

- ・ 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設）
- ・ 介護老人保健施設
- ・ 介護療養型医療施設
- ・ 短期入所生活介護
- ・ 短期入所療養介護

ユニット型とユニット型以外の施設の併設に係る省令改正について

○特別養護老人ホーム

- 一部ユニット型施設に係る規定を省令から削除する。
- ユニット型特別養護老人ホームと、ユニット型以外の特別養護老人ホームを併設する場合、人員配置基準及び設備基準については以下のとおりとする。

人員に関する基準

- ・ 施設長、管理者、医師、看護職員（介護職員と同様にユニットケアを行う看護職員を除く）、生活相談員、介護支援専門員、栄養士、機能訓練指導員、調理員及び事務員その他の従業者については、入所者の処遇に支障のない場合、併設する特別養護老人ホームの入所者に対してサービスの提供を行う勤務体制も可能とする。

※ 介護職員及び介護職員と同様にユニットケアを行う看護職員（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（省令）第40条第2項第1号に配置規定のある看護職員）は、上の例外規定の対象ではなく、従って原則通り併設施設の入所者に対してサービス提供を行う勤務体制は認められない。

（参考）特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（省令）第40条第2項第1号
戸間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

設備に関する基準

- ・ 居室、共同生活室、洗面設備、便所を除き、ユニット型施設の入居者及びユニット型以外の施設の入所者へのサービス提供に支障がない場合、一の設備をもって、ユニット型施設及びユニット型以外の施設の共通の設備とすることができます。

○ 施行期日及び経過措置

- ・ 介護給付費分科会の答申をいただいた後、所定の手続に従い公布・同日施行
- ・ 公布日に現に存在する一部ユニット型施設（増改築中も含む）については、平成23年4月1日以降の認可・指定の更新の際に、ユニット型部分とユニット型以外の部分について、それ別施設として認可・指定を行うこととする。
- ・ 平成15年4月2日以降に新設され、一部ユニット型施設として認可・指定を受けたものについては、ユニット型部分とユニット型以外の部分について、それ別施設として遅滞なく認可・指定を行うこととする。
- ・ また、特別養護老人ホームについて、ユニット型施設及び従来型施設それぞれの施設整備状況の検証結果を踏まえ、必要があればその後の対応を検討することとする。

ユニット型とユニット型以外の施設の併設に係る省令改正について

○介護老人保健施設

- 一部ユニット型施設に係る規定を省令から削除する。
- ユニット型介護老人保健施設と、ユニット型以外の介護老人保健施設を併設する場合、人員配置基準及び設備基準については以下のとおりとする。

人員に関する基準

- ・ 管理者、医師、看護職員、薬剤師、支援相談員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、栄養士、介護支援専門員、調理員、事務員その他の従業者については、入所者の処遇に支障のない場合、併設する介護老人保健施設の入所者に対してサービスの提供を行う勤務体制も可能とする。
※ 介護職員は上の例外規定の対象ではなく、従って原則通り併設施設の入所者に対してサービス提供を行う勤務体制は認められない。

設備に関する基準

- ・ 療養室（病室）、共同生活室、洗面設備、便所を除き、ユニット型施設の入居者及びユニット型以外の施設の入所者へのサービス提供に支障がない場合、一の設備をもって、ユニット型施設及びユニット型以外の施設の共通の設備とすることができる。

○施行期日及び経過措置

- ・ 介護給付費分科会の答申をいただいた後、所定の手続に従い公布・同日施行
- ・ 公布日に現に存在する一部ユニット型施設（増改築中も含む）については、平成23年4月1日以降の許可の更新の際に、ユニット型部分とユニット型以外の部分について、それぞれ別施設として許可を行うこととする。
- ・ 平成17年10月2日以降に新設され、一部ユニット型施設として許可を受けたものについては、ユニット型部分とユニット型以外の部分について、それぞれ別施設として遅滞なく許可を行うこととする。

○その他の施設等

- 介護療養型医療施設、短期入所生活介護、短期入所療養介護についても所要の改正を行う。

一部ユニット型に係る介護報酬に関する都道府県・保険者・事業者との相談状況

(特養9施設、老健26施設)

○個室ユニットケア実施の確認済：7県、報酬返還について相談済：4県 (平成22年12月17日現在)

都道府県	保険者・事業者との相談状況
茨城県	個室ユニットケアの実施状況については、年内及び1月中に確認を行う予定。 報酬返還の相談については、実施状況を確認した後に行う予定。
群馬県	ユニットケアの実施状況については、保険者と現地確認を行った結果、適正であった。 報酬返還の相談については、今後実施する予定。
埼玉県	個室ユニットケアの実施状況については、1月中旬に確認を行う予定。 報酬返還の相談については、2月上旬までに行う予定。
東京都	個室ユニットケアの実施状況については、現地確認を行い、現在相談中。 報酬返還の相談については、相談中であり、最終的には実施状況の結論を踏まえ決定する予定。
新潟県	ユニットケアの実施状況については、保険者と現地確認を行った結果、適正であった。 報酬返還の相談を行い、返還は不要であるとの結論に至った。
静岡県	ユニットケアの実施状況については、保険者と現地確認を行った結果、適正であった。 報酬返還の相談については、今後実施する予定。
島根県	ユニットケアの実施状況については、保険者と現地確認を行った結果、適正であった。 報酬返還の相談を行い、返還は不要であるとの結論に至った。
広島県	ユニットケアの実施状況については、保険者と現地確認を行った結果、適正であった。 報酬返還の相談については、今後実施する予定。
香川県	ユニットケアの実施状況については、保険者と現地確認を行った結果、適正であった。 報酬返還の相談を行い、返還は不要であるとの結論に至った。
佐賀県	個室ユニットケアの実施状況については、年内に確認を行う予定。 報酬返還の相談については、相談中であり、実施状況を確認したうえで決定する予定。
大分県	ユニットケアの実施状況については、保険者と現地確認を行った結果、適正であった。 報酬返還の相談を行い、返還は不要であるとの結論に至った。

参考 一部ユニット型施設の基準等に関する審議のとりまとめ（抜粋）

3. 一部ユニット型に係る規定の整理について

以上の点を踏まえ、ユニット型施設とユニット型施設以外の施設（以下、「従来型施設」という。）の併設施設の取扱いは、以下の通りとする。

(1) 指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設について

① 施設類型上の取扱い

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）に規定される一部ユニット型介護老人福祉施設、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）に規定される一部ユニット型特別養護老人ホーム及び一部ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）に規定される一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を廃止し、省令及びその解釈通知から削除する。

② ユニット型施設と従来型施設の併設施設についてのケアの分離の原則

当面、地方公共団体が地域の実情に応じてやむを得ずユニット型施設と従来型施設を併設した施設については、ユニット型施設部分と従来型施設部分のそれぞれで適切なケアが行われるよう、別施設として指定を行うこととし、入所者のケアはそれぞれの施設の介護職員により別々に行われることとなる。

③ 人員に関する基準

(i) 介護職員及び看護職員について

ユニット型施設と従来型施設を併設した施設のうち、ユニット型施設の介護職員については、併設された従来型施設の介護職員との兼務を認めない。

ユニット型施設と従来型施設を併設した施設のうち、ユニット型施設において介護職員と同様にケアを行う看護職員については、兼務を認めない。

(ii) 施設長、管理者、医師、生活相談員、介護支援専門員、栄養士、機能訓練指導員、調理員及び事務員その他の従業者について

上記(ii)の各従業者については、ユニット型施設の入居者及び併設された従来型施設の入所者の待遇に支障がない場合、兼務を認めることとする。

④ 設備に関する基準

施設の設備については、居室、共同生活室、洗面設備、便所を除き、ユニット型施設部分の入居者及びそれ以外の部分の入所者へのサービス提供に支障がない場合、ユニット型施設・従来型施設の併用を認めることとする。

⑤ 附則（施行期日及び経過措置等）

新設される施設については、平成22年11月から12月に予定される省令改正の公布・施行の日より、新基準が適用されることとなる。

国の解釈通知に沿って指定が行われ、報酬が支払われていた一部ユニット型施設については、平成23年4月（予定）以降の指定更新の際に、ユニット型施設部分と従来型施設部分をそれぞれ別施設として、順次指定の変更を行うこととする。

国の解釈通知に反して平成15年4月2日以降に一部ユニット型施設として新設・指定され、ユニット部分にユニット型介護福祉施設サービス費が支払われていた施設については、平成23年3月末（予定）までに、新たな基準に基づき、ユニット型施設部分と従来型施設部分をそれぞれ別施設として指定することとする。

また、ユニット型施設及び従来型施設それぞれの施設整備状況の検証結果を踏まえ、必要があればその後の対応を検討することとする。

⑥ 以上について、省令に明記する。

参考 一部ユニット型施設の基準等に関する審議のとりまとめ（抜粋）

（2）介護老人保健施設等

① 施設類型上の取扱い

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）等に規定される一部ユニット型介護老人保健施設等を廃止し、省令及びその解釈通知から削除する。

② ユニット型施設と従来型施設の併設施設についてのケアの分離の原則

指定介護老人福祉施設と同様の取扱いとする。

③ 人員配置基準

(i) 介護職員について

ユニット型施設と従来型施設を併設した施設のうち、ユニット型施設の介護職員については、併設された従来型施設の介護職員との兼務を認めない。

(ii) 管理者、医師、看護職員、薬剤師、支援相談員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、栄養士、介護支援専門員、調理員、事務員その他の従業者について

上記(i)の従業者については、ユニット型施設の入居者及び併設された従来型施設の入所者の待遇に支障がない場合、兼務を認めることとする。

④ 設備基準

施設の設備については、療養室（病室）、共同生活室、洗面設備、便所を除き、ユニット型施設の入居者及びそれ以外の部分の入所者へのサービス提供に支障がない場合、ユニット型施設部分・従来型施設部分の併用を認めることとする。

⑤ 施行期日及び経過措置について

指定介護老人福祉施設と同様の取扱いとする。

⑥ 以上について、省令に明記する。